

函館市監査公表第 1 5 号

函館市長から，定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 都 住
令和 8 年(2026年) 9 月 29 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和7年10月27日～令和8年3月25日	提出日	令和8年5月13日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
住宅管理費で予算執行している港2丁目団地集会所ほか6施設の運營業務委託において、業務処理要領では、月2回程度、床面洗浄やガラス・サッシの清掃等を行う特別清掃を実施することと定められているが、受託者から提出された業務日報を確認したところ、規定された回数より著しく少ない実施状況が見受けられたほか、施設によっては一度も特別清掃が行われていなかった。また、都市建設部においては、委託業務の履行確認が適切に行われていなかった。 このことは、受託者から提出された業務日報の確認が形骸化していたことが原因の一つであると思料されるが、業務処理要領は業務の適正な履行を担保する契約の一部を構成する文書であり、その内容どおりに業務が実施されない場合、委託料の適正性が確保できないおそれがあることから、適正な契約事務の執行を確保するため、特別清掃の実施状況の確認はもとより、実効性のある履行確認の手法を検討するなど、改善を図られたい。			
措置内容、対応・考え方			
今後の再発防止に向けた取組として、全ての集会所を訪問し、業務日報の適正な記載方法について説明するとともに、文書による通知を行いました。また、住宅課においては、委託業務の履行確認を適切に行うため、課内のチェック体制を整備し、業務日報の確認を行うこととしました。 今後におきましても、委託業務の履行確認を適切に実施し、適正な契約事務の執行に努めるとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。			

函 都 景
令和 8 年 (2026年) 9 月 29 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和7年10月27日～令和8年3月25日	提出日	令和8年5月13日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
本市は、都市公園法に基づく設置管理許可制度により、元町公園内に所在する旧北海道庁函館支庁庁舎における公園施設の設置を、株式会社はこだて西部まちづく R e - D e s i g n（以下「まちづくり会社」という。）に許可しており、まちづくり会社はイベントの開催や軽飲食店および売店の運営を行っている。また、当該許可に基づく使用料は、函館市都市公園条例第10条の規定により、1㎡あたり月額30円として、使用面積237.04㎡に対し年間85,334円を徴収している。 使用料は、施設の維持管理費に充てることや受益者負担の適正性といった観点から、適切に定める必要があるが、現行の使用料は昭和62年以降、約40年間改定されていない。 当該施設の使用料を他都市の条例に基づき試算すると、札幌市は1㎡あたり月額280円で年間約80万円、青森市は1㎡あたり月額440円で年間約120万円となる。また、旭川市では使用料を「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づいて算定しており、試算した結果は年間約60万円となることから、現行の年間85,334円の使用料は低い水準にあると言える。 都市建設部においても、使用料の見直しを検討することであるが、本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んでいることも踏まえ、適正な受益者負担と使用料収入の確保の観点から、公園の立地条件、利用状況、既存建物の価値等を考慮したうえで、定期的な検証と見直しを行うなど、公園使用料の適正化に努められたい。 また、飲食店等の公園施設の収益を公園の整備等に充てることのできる公募設置管理制度（P a r k - P F I）の導入などによる財産の有効活用についても検討されたい。			
措置内容、対応・考え方			
函館市都市公園条例に基づく公園施設の設置許可の使用料の額の設定につきましては、当該条例の所管部局である土木部におきまして、他の中核市の状況なども把握しながら、使用料全体の設定の考え方について整理することとしており、土木部とも協議しながら使用料の額の見直しについて検討してまいります。 また、当該施設の公募設置管理制度（P a r k - P F I）の導入については、必要に応じて調査・研究してまいります。			